

第10号
平成21年6月24日

消費生活 緊急情報

床下点検を口実に 高額な工事代金を請求

突然、業者(40～50歳代の男性二人)がやってきて、「床下を見ます。」といい、承諾もしないまま床下に潜りはじめ、**高額な水道工事**の代金を請求されたという相談が寄せられています。

「風呂の下が漏れている」というだけで、短時間でどのような工事が行われたのか説明されずに代金を請求されています。

かつて床下換気扇を契約したことのある、一人暮らしのお年寄りがターゲットにされたと思われます。

このような時には、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



相談多発地域

茨城県消費生活センター

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)